

遺贈・遺産の寄付をお考えのみなさまへ

はなみずき

～ 愛を次世代へ～



共同募金会で受け付けさせていただく
遺贈、遺産のご寄付を「はなみずき」と称し、
ここにご案内申し上げます



Photo by J.Aoki

はなみずきの花言葉

「私の思いを受けてください」
「返 礼」



気持ちを次世代へ残してみませんか

「長年のご努力で築きあげた資産を
社会のために有効に使いたい」という方々が増えています。

そんなお気持ちを共同募金会が
お手伝いさせていただければと考えております。
共同募金会ではこれまで多くの方からご寄託を受けた
大切な寄付金により、社会福祉施設や団体を通じて
困っている方々を支援してまいりました。

国内の社会福祉事業を運営する施設や団体から、
大きな信頼をいただいているのが共同募金会です。
戦後の混乱のなか、赤い羽根をシンボルとして始まり、
親しまれてまいりました共同募金は、国民相互の助け合いの精神で
60年の実績と、大きな信頼をいただいております。

「社会に貢献したい」というみなさまのご意思と、
支援を必要とする人たちとの架け橋になるのが共同募金会です。

あなたのご意思を社会に 役立ててみませんか

あなたのご意思を確実に生かすことができる方法は、遺言書を作成することです。遺言書は、民法で定めた一定の方式によらなければ、法律上の効力を持つことはできません。あなたの資産を社会的に有効にお使いになるご希望をお持ちの場合は、共同募金会に寄付するなど、遺言書にご意思を示すことで可能になります。



遺言書

民法で定められている遺言の方法で一般的であるのが
「公正証書遺言」「自筆証書遺言」です。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概 要	● 公証役場で2人以上の証人の立会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。	● 全文と日付および氏名を自書し、押印します。 ● 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認が必要です。
長 所	● 公証人が作成するので、内容が明確になり、証拠力も高く無効になる恐れがほとんどありません。 ● 偽造、変造、紛失の恐れがありません。	● だれにも知られずに作成できます。 ● 費用がほとんど発生しません。 ● 作成替えが容易です。
短 所	● 証人2人の立会いが必要です。 ● 費用が発生します。	● 形式の不備や、内容が不明確になりやすく、後日トラブルが起きる可能性があります。 ● 偽造、変造、隠匿の恐れがあります。

注) 遺言書はこの他に秘密証書遺言などもあります。

遺言執行者

遺言の内容を確実に誠実に
実現させてくれる方が遺言執行者です。

遺言執行者には次のような仕事があります（一部）

- 相続人の相続割合や遺産の分け方について、遺言のとおり執行する
- 相続財産の名義を、相続人名義に書き換えをする
- 遺贈があった場合、指定された遺贈先に対し、財産を引き渡す

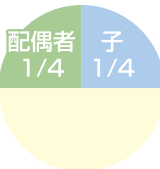
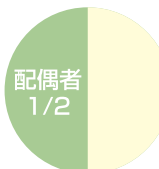
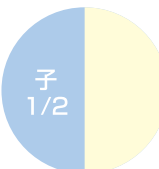
遺言書で遺言執行者を指定すると、民法においてその遺言執行者は、遺言の内容を実現するための一切の行為をする権利と義務を有する、とされています。遺言執行者には弁護士、司法書士、信託銀行などに依頼することが多いようです。



遺 留 分

法定相続人がいらっしゃる場合は、遺留分が生じます。
遺留分は民法が一定の相続人のために保証する最低限の相続分です。
遺言書によるご寄付をお考えの場合は、この遺留分についても
ご理解いただくことが必要となります。

法定相続分と遺留分は次のとおりです（例）

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
相続分			
遺留分			

「公正証書遺言」による 遺言書（例）



平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

公証人は遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は遺言者が所有する次の〇〇〇〇を
受遺者 社会福祉法人 中央共同募金会
（東京都千代田区霞が関3-3-2 会長斎藤十朗）
に遺贈する。
〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。
〇〇〇信託銀行（住所）
本旨外要件
（遺言者、証人2人の住所、氏名、生年月日）

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、以下に署名押印する
（遺言者、証人2人署名押印）

この証書は平成〇〇年〇月〇日、当役場において、民法第969条第1号ないし4号の方式により作成し、同条第5号に基づいて次に署名押印する。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
〇〇法務局所属
公証人 〇〇 〇〇 印

故人のご遺志を社会に 役立ててみませんか

ご家族を亡くされたご遺族の悲しみは大きなものです。
故人の社会に貢献したいとお気持ちを生かすための
ご相談に共同募金会は応じております。

故人の優しいお気持ちを愛の形に役立てさせていただきます。

故人のご遺志を引き継ぐことでご遺族の悲しみも和らぐ
のではないのでしょうか。

公益性が高く、広く信頼を得ている共同募金会への遺
産のご寄付には相続税がかかりません。



相続された遺産のご寄付は 非課税です

ご遺族の方々が故人のご遺志を引き継ぎ、社会のために遺産を寄付されることがあります。

共同募金会に遺産をご寄託いただいた場合、遺産に対する相続税はかかりません。

相続税の申告期限までに相続された方が寄付された遺産は、「租税特別措置法第70条」により非課税となる税制上の優遇処置があります。



相談は気軽にできます

大切な資産や遺産のご寄付をお考えの場合、信頼できる機関や専門家に相談することをお勧めいたします。

主な窓口

信託銀行

弁護士

税理士

公証人

公証人は、原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から、法務大臣が任命する公務員で、公証役場で執務しています。すなわち、その多くは、司法試験合格後司法修習生を経、30年以上の実務経験を有する法曹有資格者から任命されます。

お近くの公証役場は日本公証人連合会でお問い合わせください。

日本公証人連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号大同生命霞が関ビル内

電話 03-3502-8050(代)

ホームページ <http://www.koshonin.gr.jp/>

中央共同募金会でもご相談を受け付けております。中央共同募金会にご相談いただいた場合は、お気持ちに沿う対応をさせていただきます。

共同募金会では不動産のご寄付も受け付けています

有料老人ホームにお住まいのAさんが、弁護士を遺言執行人とし、公正証書遺言(以下、「遺言書」とする。)を残されました。遺言書には「不動産、現金、預貯金債権、その他一切の財産のうちから、遺言者の葬儀費用、遺言執行費用、遺言執行者に対する報酬を差し引いた残余の財産を全部、社会福祉法人中央共同募金会に遺贈する。」といった内容がありました。遺言者が所有されていた不動産(マンション)につきましても、所有権移転の手続きを中央共同募金会で行い、遺言者のご意思を忠実に受け付けさせていただきました。中央共同募金会では現金や預貯金のご寄付だけではなく、このような不動産のご寄付も受け付けることが可能です。また、不動産の他にも株券等の有価証券のご寄付も受け付けております。



福祉の支援を必要としている団体は たくさんあります

ご寄託を受けたご寄付金で国内の福祉団体の活動を支援いたします。
本会でこれまで支援を行った団体、今後とも支援を行いたい団体から
活動状況が寄せられましたので紹介いたします。

知的障害者と共に考えていける環境作りを目指して

社会福祉法人 **全日本手をつなぐ育成会**

「全日本手をつなぐ育成会」は、知的障害のある子を持つ親たちが、一人では無力でも、力を合わせて活動するために設立された社会福祉法人です。

生まれてきた子に障害があるとわかった時の、「まさか、我が家の子どもに」といった驚きや悲しみを乗り越えて、それぞれが一生懸命子育てをして、さあ、小学校入学となると、そこには就学猶予や就学免除といった悲しい現実が待っていました。会が設立されたのはそんな状況にあった昭和27年当時でした。それ以来、志を同じくする親たちが集まって、声をあげていくことで、子どもの教育の場が保障されるようになってきました。

今では教育の分野ではさまざまな取り組みがなされるようになってきましたが、学校を卒業した後の、長い人生の過ごし方においては、まだまだ困難が立ちはだかっています。学校は長くても18歳までですが、その後はこれよりずっと長く、また、親たちもだんだんに年を重ねていきます。昔も今も変わらず訴え続けてきていることは、「親なき後をどうするのか」ということです。



現在日本は急激に高齢化社会となってきましたが、高齢となってから物事に対する判断において支援を必要とするようになってくる人もいます。知的障害のある人は、そういった意味では人生の最初から、時に応じた支援が必要なわけですが、それを支えていくためには、社会全体に対して、知的障害者にとってはどんなことが必要なのかを知ってもらい、その必要に対してどのような制度や取り組みがあればよいのかを共に考えていける環境を作っていかなければなりません。そのために私たちは、各地域、全国、そして世界の皆と手をつないで、活動をしています。

○情報提供

機関誌「手をつなぐ」(月刊)、わかりやすい新聞「ステージ」(季刊)、障害のある人にもわかりやすい本など、知的障害のある人やその家族に、暮らしに役立つ情報をわかりやすく伝えていきます。

○権利擁護

私たちは障害のある人の権利保障を訴え、いかなる虐待や権利侵害も決して許しません。そのために相談活動や、成年後見制度の充実・拡大にも努めていきます。

○本人活動

「本人活動」とは、知的障害のある人が自ら参加し、仲間作り、話し合いや余暇、学習会などを企画運営する活動です。自らの暮らしや政策への本人の参加を進めることは、彼らの願いを実現するために大変重要なことです。全国各地でさまざまな活動を展開しています。

認知症の人と家族に、さまざまなかたちで支援を...

社団法人 認知症の人と家族の会

「認知症の人と家族の会」は1980年に、認知症に対する社会的な支援がまったくないなかで介護家族がおたがいに助け合い、励まし合おうと結成されました。2006年には結成以来の名称「呆け老人をかかえる家族の会」を変更し、新たなスタートをきりました。

「家族の会」の基本的な活動

○豊富な介護体験を活かし電話相談！

本部と全国42の支部で電話相談。年間1万件以上もの相談に対応。相談員は介護体験者で本人や家族の悩みや苦勞を受け止めています。

○会報で学びと癒しを！

「ぽ～れば～れ」を毎月16,000部発行。会員だけでなく、行政機関、関係団体、マスメディアにも送付。各支部も支部会報を発行しています。

○“つどい”で仲間と交流・悩みの相談

2006年度は1571回の開催で22,585人が参加。介護者同士が体験を話し合い、介護の勇気や知識、情報を得る貴重な場となっています。



その他の多彩な活動

○一泊旅行や日帰り旅行で交流！

本人も同伴して一泊や日帰りの旅行を開催。ゆったりと交流でき、家族だけで出かけることが難しい介護家族から感謝の声が届いています。

○若年期認知症の支援

若年期に発症される方も増えています。薬の早期開発、雇用の継続等を要望し、若年期のつどいも開催、固有の課題や悩みの解決のための支援活動も行っています。

○認知症の人本人への支援

認知症の人本人が発言する機会が増えています。本人の思いを社会に伝え、前向きに生きる手助けを行っています。

○認知症や介護についての啓発

・世界アルツハイマーデー

9月21日を「世界アルツハイマーデー」として世界的な啓発活動を実地。日本では全国で記念講演会や街頭啓発活動を実施しています。



・啓発資料の発行

医師等専門職の援助も得て、啓発資料を発行。主なものとして、「認知症早期発見のめやす」、「認知症をよく理解するための8大法則・1原則」等があります。

・講座の開催

「家族の会」副代表の杉山Drによる講座「認知症の理解と援助」、より専門的な「医学講座」を実施しており、参加者から「わかりやすく実践的」と高く評価されています。

○認知症や介護の研究・調査

・全国研究集会の開催

1985年から毎年開催。時代に即応したテーマについて議論を行っています。

・旺盛な調査活動

2007年度は「介護保険見直しに向けての会員アンケート」を実施しています。



目が見えず、耳も聞こえない人たちのために

社会福祉法人 **全国盲ろう者協会**

目が不自由なうえに、耳も不自由な人たちのことを「盲ろう者」と読んでいます。あの有名なヘレン・ケラーのような人、と言えばおわかりでしょうか。日本にも、このような人たちが約1万3千人いると推定されています。

このような人たちは、家にいても、家族と会話することもできず、テレビやラジオを楽しむこともできません。点字を知らない人は、本を読むことさえできないのです。このため、「私たちにとっては、1日は24時間ではありません。40時間も50時間にも思えるつらい毎日なのです」と言っている方もいます。

福島智さんは、生まれてから少しずつ目が見えなくなり、筑波大学附属盲学校高等部2年生の時には耳もまったく聞こえなくなってしまった全盲ろうの青年です。大変なハンディを背負いながら、日本で初めて大学進学を果たし、現在は東京大学先端科学技術研究センターの准教授として活躍されています。



福島さんの快挙に多くの盲ろう者や支援者が励まされ、1991年に社会福祉法人全国盲ろう者協会が設立されました。そして、全国各地域に、「盲ろう者友の会」が次々と設立されるようになりました。これによって、今まで家の中に閉じこもり、家族とさえほとんど話をすることもなく孤独な生活を強いられていた多



くの盲ろう者が、世の中へ出て、まわりの人々と会話を楽しむことができるようになったのです。

私たちが行っているこの活動によって、目が見えず、耳が聞こえなくとも、手話や点字を応用した様々な手段を駆使し、周囲の様子や人の話す言葉を理解することによって、立派に社会生活を送れることが証明されました。

このような盲ろうの人たちが、私たちと同じ社会の一員として、私たちと同じ日常の世界にずっと住み続けることができますよう、みなさまのお力添えを是非ともお願い申し上げます。



ご紹介させていただいた団体の他にも、
支援を必要としている
福祉団体は数多くあります。
私どもでは、
少しでも多くの団体の活動を支援し、
多くの方々が生きがいを持って
日々を送れることを願っております。





ご寄付に関する専門相談窓口

社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2

☎ 03-3581-3846 💻 <http://www.akaihane.or.jp>